二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A	
二九二二・二九	その他のもの		A	
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩			
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩		A	
二九二二・三九	その他のもの		A	
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A	
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩			
	グルタミン酸ソーダ	六・五％	B10	
	その他のもの		A	
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩		A	
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩		A	
二九二二・四九	その他のもの		A	
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		A	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		A	
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		A	
二九・二六	ニトリル官能化合物		A	
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物		A	
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体		A	
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物		A	
二九・三〇	有機硫黄化合物		A	
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物		A	
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		A	
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		A	
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		A	
二九三五・〇〇	スルホンアミド		A	
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		A	
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		A	
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A	
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A	
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）		X	
二九・四一	抗生物質		A	
二九四二・〇〇	その他の有機化合物		A	
第三〇類	医療用品		A	
第三一類	肥料		A	
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		A	

第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション			
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）			
三三〇一・一二	オレンジのもの		A	
三三〇一・一三	レモンのもの		A	
三三〇一・一九	その他のもの		A	
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		A	
三三〇一・二五	その他のミントのもの			
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの		A	
	その他のもの	九％	B7	
	その他のもの		A	
三三〇一・二九	その他のもの		A	
三三〇一・三〇	レジノイド		A	
三三〇一・九〇	その他のもの		A	
三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		A	
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類		A	
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		A	
三三・〇五	頭髪用の調製品		A	
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		A	
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するかないかを問わない。）		A	
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品		A	
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素			
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー		A	
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体		A	
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）			
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシンググラス		A	
	その他のもの		X	
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		A	
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		X	
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）		A	
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		A	